

平成 29 年 12 月

保護者の皆様

茨木市教育委員会

弾道ミサイル飛来に伴う全国瞬時警報システム（J アラート）発信時の対応について

平素より、本市の教育活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、本市教育委員会では「J アラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」を策定いたしました。

つきましては、今後、J アラート発信時の対応として、ガイドラインに基づき下記のと通りの対応いたしますので、保護者の皆様のご理解、ご協力のほどお願いいたします。なお、対応・避難行動については、学校でも指導しておりますが、ご家庭でのご指導もしていただきますようお願いいたします。

記

- [1] 登校前自宅にて、J アラートにより茨木市の防災行政無線スピーカー・携帯電話等から「ミサイル発射・避難の呼びかけ」の情報が発信された場合

 - ① 自宅待機とする。
 - ② その後、J アラートの続報やメディア等の情報により「日本の領土・領海の上空を通過した、または、日本の領海外の海域に落下した」との情報が発信されたときは、自宅待機を解除して登校する。
 - ③ J アラートの続報やメディア等の情報により「日本の領土・領海に落下した可能性がある」との情報が発信されたときは、引き続き連絡があるまで自宅待機とする。

[2] 登校・下校時に J アラートにより茨木市の防災行政無線スピーカー・携帯電話等から情報が発信された場合

 - ① 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中や地下等にできるかぎり避難する。
 - ② 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すとともに頭部、耳、目等を守るなどの避難行動をとるようにする。
 - ③ その後、J アラートの続報や近くにいる大人等から情報を得るなどして、登校時は原則、学校に近ければ登校し、自宅等に近ければ帰宅する。下校時は、原則、学校に近ければ帰校し、自宅等に近ければ帰宅する。

[3] 登校後学校にて、J アラートにより茨木市の防災行政無線スピーカー・携帯電話等から情報が発信された場合

 - ① 校舎内待機とする。
 - ② 速やかに校舎内に避難し教室のカーテンを閉め、できるだけ窓から離れて、机の下などの丈夫なもので、頭部、耳、目等を守る避難行動をとるようにする。

なお、上記の対応については、情勢の変化や状況に応じて変更する場合がありますので、ご了承ください。

※詳細情報につきましては、「内閣官房 国民ポータルサイト」または「政府広報オンライン 弾道ミサイル落下時の行動について」をご確認ください。また、場合によっては国・府からの直接指示がある場合も考えられますので、その際は、指示に従ってください。

※J アラートと同時に携帯・スマートフォンにエリアメールも配信されます。